

子 障 号 外
令和3年7月8日

指定放課後等デイサービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

学校の臨時休業等にかかる学校休業日単価の取扱いについて（その2）

みだしのことについて、「学校の臨時休業等にかかる学校休業日単価の取扱いについて」（令和3年6月4日付け子障号外）でお示ししていたところですが、下記の通り、追加でお知らせさせていただきますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 沖縄県教育委員会において、県立学校（高等学校、特別支援学校等）における新型コロナウイルス感染症対策のための分散登校等の取り扱いは以下のとおりとされていますので、該当するケースに応じた単価を適用してください。

- ①学校の全部を休業とする場合 : 当該学校の全部が休業日
- ②学年の全部を休業とする場合 : 当該学年のみ休業日
- ③学年の一部の学級を休業とする場合 : 当該学年は休業日ではない（出席停止対応）

※①～③のどれに該当するか不明な場合は、各学校に確認してください。

- 2 公立学校における学校休業日は、教育委員会が定める日とされていることから、市町村立学校における取り扱いについては、各市町村教育委員会に確認してください。

(参考)

平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (平成 24 年 8 月 31 日)

問 87 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

(答)

- 学校教育法施行規則第 47 条及び第 47 条の 2 に規定する休業日をいう。
- 具体的には、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日であり、私立学校においては、当該学校の学則で定める日である。
- 学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の扱いにしない。

※上記 Q & A は平成 24 年当時のものであり、現時点での根拠法令は学校教育法施行規則第 61 条。

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

TEL : 098-866-2190